

# やまぐち障害者雇用推進企業認定制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業等や事業所をやまぐち障害者雇用推進企業（以下「雇用推進企業」という。）として認定し、広報等を通じて広く紹介することにより、障害者の雇用に対する企業等や県民の理解を深め、気運を醸成し、もって県内における障害者の雇用の促進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 企業等 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第1項に定める「事業主」をいう。
- (2) 事業所 企業等が有する本店、支店、工場その他の事業所をいう。
- (3) 障害者 法第2条第1号に定める「障害者」をいう。
- (4) 常用雇用労働者数 法第43条第1項に定める「その雇用する労働者の数」をいう。
- (5) 法定雇用数 法第43条第1項に定める「法定雇用障害者数」をいう。

## (認定基準)

第3条 県内に主たる事務所を有する企業等（以下「県内企業等」という。）又は県内の事業所（以下「県内事業所」という。）であって、次の各号のいずれにも適合しているものは、雇用推進企業として知事の認定を受けることができる。

- (1) 認定基準日（6月1日）において、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる認定基準に該当するもの

区 分	認 定 基 準
常用雇用労働者数が40.0人以上の県内企業等	法定雇用数を超えて障害者を雇用していること。
常用雇用労働者数が40.0人未満の県内企業等	1人以上の障害者を雇用していること。
常用雇用労働者数が40.0人以上の県内事業所	次のいずれにも該当していること。 ア 当該事業所において、常用雇用労働者数に法第43条第1項に定める障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えて障害者を雇用していること。 イ 当該事業所の属する企業等が法定雇用数を超えて障害者を雇用していること。

<p>常用雇用労働者数が40.0人未満の県内事業所</p>	<p>当該事業所において、1人以上の障害者を雇用していること。ただし、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人以上の場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 当該事業所において、1人以上の障害者を雇用していること。</p> <p>イ 当該企業等が法定雇用数を超えて障害者を雇用していること。</p>
-------------------------------	---

(2) 次のいずれかの取組を行っているもの

ア 障害者の雇用を推進する取組を行っていること。

イ 障害者の雇用継続に向けた有効な取組を行っていること。

ウ 障害者支援の独自の取組を行っていること。

(3) 過去1年以内に、労働関係法令違反その他の認定するにふさわしくない重大な事実がないもの

(認定の申請)

第4条 雇用推進企業の認定を受けようとする県内企業等又は県内事業所は、やまぐち障害者雇用推進企業認定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

区 分	書 類
<p>常用雇用労働者数が40.0人以上の県内企業等</p>	<p>公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書(厚生労働省告示様式第6号)の写し</p>
<p>常用雇用労働者数が40.0人未満の県内企業等</p>	<p>障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>
<p>常用雇用労働者数が40.0人以上の県内事業所</p>	<p>公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書(厚生労働省告示様式第6号)の写し。ただし、当該報告書に当該事業所における障害者雇用の状況が記載されていない場合は、当該報告書の写し及び当該事業所における障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>
<p>常用雇用労働者数が40.0人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人以上のもの</p>	<p>公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書(厚生労働省告示様式第6号)の写し。ただし、当該報告書に当該事業所における障害者雇用の状況が記載されていない場合は、当該報告書の写し及び当該事業所における障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>

<p>常用雇用労働者数が40.0人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が40.0人未満のもの</p>	<p>障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>
--	---------------------------

- (2) 前条(2)の取組に係る関係書類（別記1「関係書類一覧」）
- (3) その他認定にあたり知事が必要と認める書類

（認定）

第5条 知事は、認定申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、当該県内企業等又は県内事業所が第3条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを雇用推進企業として認定し、やまぐち障害者雇用推進企業認定証（第2号様式）を交付する。

2 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年間とする。

（認定の更新）

第6条 雇用推進企業として認定された県内企業等又は県内事業所（以下「認定企業」という。）は、認定の更新を希望する場合には、第4条(1)に掲げる書類を知事に提出するものとする。

2 知事は第1項により、書類を受理し、第3条(1)の要件に適合していると認めるときは、認定の有効期間を3年間延長するものとする。

（認定の取消し）

第7条 知事は、認定企業が次のいずれかに該当し、又は事業を廃止したときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条(3)の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定企業から、やまぐち障害者雇用推進企業認定取消申請書（第3号様式）により、認定取消の申請があったとき。

2 知事は、第1項に基づき取消しを行った場合は、やまぐち障害者雇用推進企業認定取消通知書（第4号様式）により通知する。

（変更の届出）

第8条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、やまぐち障害者雇用推進企業変更届出書（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 所在地
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 名称
- (4) 第3条(3)に掲げる事項

(認定シンボルマーク及び名称の使用)

第9条 認定企業は、別に定めるやまぐち障害者雇用推進企業シンボルマーク（以下「認定シンボルマーク」という。）をこの要綱の定めるところにより使用することができる。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的として利用されるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用されるおそれがあるとき。
- (4) 自己のシンボルマークや商標、意匠として使用されるおそれがあるとき。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがあるとき。

2 認定シンボルマークの使用に要する費用は認定企業の負担とする。

(認定シンボルマークの管理)

第10条 認定企業は、認定シンボルマークの清刷（電子データを含む。以下同じ）を適切に管理するものとする。

2 認定企業は、認定シンボルマークの清刷及び複製を他の者に譲渡し、若しくは貸与し、又は使用させてはならない。

(認定シンボルマークの使用基準)

第11条 認定企業は、認定シンボルマークを使用する場合は、別記2に定める使用基準に従って使用するものとする。

(認定シンボルマークの使用の中止)

第12条 認定企業は、次の事項に該当する場合は、速やかに認定シンボルマークの使用を中止しなければならない。

- (1) 認定の有効期間が終了したとき。ただし、更新手続きを行っている場合はこの限りではない。
- (2) 認定が取消されたとき。
- (3) 認定シンボルマークの不適正な使用が認められるとき。

(普及啓発)

第13条 知事は、認定企業の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、障害者の雇用の促進についての普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第2項の規定については、平成21年6月23日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 県内企業等は、この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前のやまぐち障害者雇用推進企業認定申請書（第1号様式）については、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の要綱第5条の規定により認定を受けた県内企業等又は県内事業所は、第5条の規定により認定を受けたものとみなす。この場合において、認定日は、施行前に受けた認定の認定日とする。

3 この要綱の施行前に改正前の要綱第6条の規定により認定の有効期間を延長された認定企業は、第6条の規定により認定の有効期間を延長されたものとみなす。この場合において、認定の有効期間は、施行前に延長された有効期間とする。

4 常用雇用労働者数が50人以上56人未満の県内企業等又は常用雇用労働者数が56人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が50人以上56人未満のものが、施行日から平成25年5月31日までの間に第4条の規定による認定の申請を行う場合の第4条(1)の規定の適用については、同条(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類とする。

区 分	書 類
常用雇用労働者数が50人以上56人未満の県内企業等	障害者雇用状況が確認できる書類の写し
常用雇用労働者数が56人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が50人以上56人未満のもの	当該事業所及び当該事業所の属する企業等の障害者雇用状況が確認できる書類の写し

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 常用雇用労働者数が45.5人以上50人未満の県内企業等又は常用雇用労働者数が50人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が45.5人以上50人未満のものが、施行日から平成30年5月31日までの間に第4条の規定による認定の申請を行う場合の第4条(1)の規定の適用については、同条(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類とする。

区 分	書 類
常用雇用労働者数が45.5人以上50人未満の県内企業等	障害者雇用状況が確認できる書類の写し
常用雇用労働者数が50人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が45.5人以上50人未満のもの	当該事業所及び当該事業所の属する企業等の障害者雇用状況が確認できる書類の写し

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 常用雇用労働者数が43.5人以上45.5人未満の県内企業等又は常用雇用労働者数が45.5人未満の県内事業所であって、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が43.5人以上45.5人未満のものが、施行日から令和3年5月31日までの間に第4条の規定による認定の申請を行う場合の第4条(1)の規定の適用については、同条(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類とする。

区 分	書 類
常用雇用労働者数が43.5人以上45.5人未満の県内企業等	障害者雇用状況が確認できる書類の写し

<p>常用雇用労働者数が 45.5 人未満の県内事業所であつて、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が 43.5 人以上 45.5 人未満のもの</p>	<p>当該事業所及び当該事業所の属する企業等の障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>
---	---

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 常用雇用労働者数が 40.0 人以上 43.5 人未満の県内企業等又は常用雇用労働者数が 43.5 人未満の県内事業所であつて、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が 40.0 人以上 43.5 人未満のものが、施行日から令和 6 年 5 月 31 日までの間に第 4 条の規定による認定の申請を行う場合の第 4 条(1)の規定の適用については、同条(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる書類とする。

区 分	書 類
<p>常用雇用労働者数が 40.0 人以上 43.5 人未満の県内企業等</p>	<p>障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>
<p>常用雇用労働者数が 43.5 人未満の県内事業所であつて、当該事業所の属する企業等全体の常用雇用労働者数が 40.0 人以上 43.5 人未満のもの</p>	<p>当該事業所及び当該事業所の属する企業等の障害者雇用状況が確認できる書類の写し</p>